

(3) 課税対象とならない軽油に関する調

区 分		免税軽油使用者数等	数 量 (kl)
法 第 四 百 四 十 関 係	輸 出	0	0
	課 税 済 み	118	19,114
	<b>小 計 ㊸</b>	<b>118</b>	<b>19,114</b>
法 附	船 舶	62	95
	警 察 通 信 設 備	1	0
	鉄 道 用 車 両 ま た は 軌 道 用 車 両	4	4
	農 業 等	821	340
	林 業 等	11	142
	鉱 物 の 掘 採 事 業	14	4,750
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	7	106
	生コンクリート製造業	0	0
	倉 庫 業	0	0
	貨 物 運 送 取 扱 事 業 等	0	0
	航空運送サービス業で総務省令で定めるもの	0	0
	廃 棄 物 処 理 事 業	6	609
	木材加工業で総務省令で定めるもの	64	964
	木材市場業で総務省令で定めるもの	7	150
	<b>小 計 ㊹</b>	<b>997</b>	<b>7,160</b>
	<b>合 計 ㊸ + ㊹</b>	<b>1,115</b>	<b>26,274</b>